

請求に関するよくある問い合わせ

令和 7 年度 石垣市集団指導
介護長寿課 紹介認定係

請求に関するよくある問い合わせ

1. 月の途中で保険者が変更になった場合（転出等）

項番	質問	回答
1	月の途中で保険者が変更になった場合、サービス事業所の請求はどうなりますか？	保険者が変わるという事は、被保険者証も変わるため、それぞれの期間に応じた請求明細書を各保険者に請求することになります。
2	月の途中で保険者が変更になった場合、居宅介護支援事業所の居宅支援費及び給付管理票はどうすればいいですか？	それぞれの期間に応じた居宅介護支援費及び給付管理票を、それぞれの保険者に請求となります。

2. 月の途中で要介護状態区分が変更になった場合

項番	質問	回答
1	月の途中で要介護 1 → 要介護 3 になった場合、居宅支援費はどうなりますか？	月末時点の要介護度で請求することになります。
2	要介護度の区分ごとに報酬単価が設定されているサービスにおいて、例えば 2 月 15 日に区分変更申請をした方が要介護 1 → 要介護 3 になった場合の 2 月利用分の請求方法は？	請求に関しては、当該サービスを提供した時点の要介護区分に応じた単位数で請求するため、このケースでは、2 月 14 日までは要介護 1 の単位数で請求し、2 月 15 日からは要介護 3 に応じた単位数での請求となります。
3	月の途中で要介護 2 → 要介護 4 になったが、その月は要介護 4 でのサービス利用はなかった。その場合、サービス利用実績のある要介護 2 の居宅支援費を請求することになるのか？	利用者が負担するサービス費用については、サービス実績のある要介護 2 で請求となるが、居宅支援費については月末時点での介護度に応じた請求となる。



もし、これが逆区分変更だった場合は？どうなるの？ 

<例>月の途中で要介護5→要介護2になった場合。

- ① 居宅支援費の請求は、どちらの介護度で請求？
- ② 給付管理票はどちらの介護度に？

【回答】

- ① 居宅支援費については、いずれにしても月末時点の介護度になるため、この場合では要介護2となる。
- ② 給付管理票については、変更前後のいずれか重い方の介護度区分に応じた支給限度額となるため、この場合では要介護5となります。

3. 小規模多機能型と居宅介護支援の請求関係

項目番	質問	回答
1	<p>①月の途中で居宅介護支援事業所から小規模多機能居宅介護事業所へ変更になった場合、どのような請求になりますか？</p> <p>②また、月の一部で小規模多機能型居宅介護を利用している場合の給付管理はどこが行うのでしょうか？</p>	<p>①その月に居宅介護支援を受けていた場合は、居宅介護支援事業所が小規模多機能型居宅介護サービスを含めた給付管理票を作成します。また、その月に居宅介護支援を受けていなかった場合は、小規模多機能型居宅介護事業所が給付管理票を作成します。</p> <p>②1月のうちに居宅介護支援事業所が関わっている場合は、居宅介護支援事業所が給付管理を行います。</p> <p><例 1月のうち> <給付管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護A事業所→小規模事業所 ・居宅A事業所 ・小規模→居宅介護A事業所 ・居宅A事業所 ・居宅介護A事業所→小規模→居宅介護B事業所 ・居宅B事業所

4. 資格に関すること

項番	質問	回答
1	死亡日当日に利用した介護保険サービスは給付の対象になりますか？	介護保険被保険者の資格の喪失日は、死亡日の翌日となりますので、給付の対象となります。
2	転出日当日に利用した介護保険サービスは請求できますか？ <例> ・石垣市（旧住所地）を2/25日に転出日とし、那覇市（新住所地）にも同日の2/25日を転入日とした場合。	<例>における回答としましては、転出日と転入日が同日になっているため、石垣市（旧住所地）への請求は2/24日までとなります。25日に利用されているサービス分の請求に関しては、新住所地が保険者となりますので、返戻等がきた場合は新住所地の保険者へお問い合わせ下さい。

～ 最後に ～

○請求した後に国保連合会から返戻や保留の通知があった場合、
「請求明細・給付管理票返戻（保留）一覧表の見方について」など
インターネット等で検索していただくと、返戻や保留になっている
要因がわかりやすく解説されていますので、一度、確認していただき、
ご不明な点等ありましたら、沖縄県国保連合会にお問い合わせ下さい。

👉 <https://www.okikoku.or.jp/news/notice/11540>
介護給付費請求の手引き（審査支払結果帳票の解説）

お問い合わせ先：沖縄県国保連合会 介護福祉課

* 098-860-9022